

『エキュメニカル運動における聖餐論』

——「リマ文書」と「リマ式文」をめぐって——⁽¹⁾

神 田 健 次

はじめに

一九二〇年、ジュネーブで開催された信仰職制世界会議の準備会議が終了した直後、アメリカの聖公会主教C・H・ブレントは、『一致への巡礼の旅』という次のような書き出しで始まる声明を各教会にあてて出した。

「一〇年前、自覚的な小さなキリスト者の群が、ある聖餐礼拝の場で、初めて、分裂したイエス・キリストの教会における一致を目ざして特別の巡礼の旅に共に参与する志を抱きました。それは、何か人為的な考えではなく、全てのものが一つになるように、という主の祈りにあらわされた御心に、私たち自身が応答しようとしたささやかな試みでありました。このような控え目の端緒から、世界的な広がりをもった運動が成長し、今ちようど、ジュネーブで幕を閉じたばかりの信仰職制世界会議の準備会議では、四〇ヶ国、八〇を越す教会の代表が相つどうにいたったのであります」。⁽²⁾

『エキュメニカル運動における聖餐論』「リマ文書」と「リマ式文」をめぐって——(神田)

ここでの一〇年前と言えば、現代のエキュメニカル運動の嚆矢とも呼べる一九一〇年のエディンバラでの国際宣教会議の開かれた年であり、その会議の会期中に、ブレントは聖餐礼拝における教会の分裂を切実に体験したと言える。聖餐における分裂の体験が、まさに信仰職制運動を促す主要な動機であったわけであるが、このような一つの主の食卓を共に囲むことのできない分裂の痛みは、今日に至っていやされたわけではない。バンクーバーでの第六回のWC総会における聖餐礼拝は、この点を証在しているであろう。³⁾

他面、しかしながら、教派間の越えがたい溝が少しずつでも埋められ、一つの共同の食卓を目ざして着実な歩みよりがなされてきたことも事実である。例えば、一九五七年の西ドイツ福音主義教会(EKD)内の共同聖餐に関する『アーノルドズハイン・テーゼ』*Die Arnoldshainer Thesen*⁴⁾ 更には、一九七三年にヨーロッパ全体のプロテスタント教会が、聖餐問題をも含めて合意した『ロイエンベルク和協』*The Leuenberg Agreement*⁵⁾ があげられる。あるいは又、特に七〇年代に入って、聖餐問題をめぐる歩みよりは著しく、近年のエキュメニカルな対話の成果を包括的に盛り込んだ『成長する合意文書』*Dokumente wachsender Übereinstimmung*⁶⁾ に従って、代表的なものをあげてみると、次の通りである。

聖公会とルター派教会

『プラハ報告』(一九七〇～七二年)

聖公会とローマ・カトリック教会

『ウインザー声明』(一九七一年)

聖公会と正教会

『モスクワ声明』（一九七六年）

メソヂスト教会とローマ・カトリック教会

『ダブリン報告』（一九七六年）

改革派教会とローマ・カトリック教会

『教会と世界におけるキリストの現在』（一九七七年）

ルター派教会とローマ・カトリック教会

『聖餐』（一九七八年）

これらの、聖餐の共通理解を求めての堅実な歩みよりの成果は、少なからぬ意義を宿しているもので、本稿で扱いたいと思う、一九八二年、ペルーのリマで成立した『リマ文書』(Lima-Document)の「聖餐」Eucharistのテキストと相呼応するものである。『リマ文書』は、WCC信仰職制運動の五五年に及ぶ研究成果として注目を集めているが、これはしかも、ローマ・カトリック教会、正教会、聖公会、プロテスタント諸教会を包括する合意文書として、大きな歴史的意義をもつものである。

このような『リマ文書』の「聖餐」のテキストを、本稿では、その成立の歴史、内容の分析、『リマ式文』との関係、そしてその意義と問題点をめぐって考察したいと思う。

『エキュメニカル運動における聖餐論―リマ文書』と『リマ式文』をめぐって―(神田)

I、「聖餐」のテキストの成立史

『リマ文書』Lima-Document (Baptism, Eucharist and Ministry=BEM)は、「洗礼」、「聖餐」、「職務」の三つのテキストから成り立っているが、各テキストは、それぞれ独自の成立の歴史をもっている。「聖餐」のテキストが具体的に準備されるのは、一九六三年のモントリオールで開かれた第四回信仰職制世界会議を転機としてであったが、聖餐の問題をめぐる今日のエキュメニカルな対話の端緒は、一九二七年のローザンヌでの第一回信仰職制世界会議に遡るものであった。それ故、ローザンヌ会議まで溯源して、複雑な議論の軌跡をたどることなくして、モントリオール以降のテキスト作成の歴史を十分に把握することが難かしいように思われる。聖餐をめぐる信仰職制運動の五五年に及ぶ共同研究の歴史は、およそ次の三つの時期に区分して考えられるであろう。⁸⁾

- 一、ローザンヌ（一九二七年）―ルンド（一九五二年）
比較教会論の時期
- 二、ルンド―モントリオール（一九六三年）
キリスト中心の教会論の時期
- 三、モントリオール―リマ（一九八二年）
「見える一致」を目ざす時期

(一)、ローザンヌから Lundへ

「比較教会論」 comparative ecclesiology と呼ばれるこの最初の段階では、一九二七年の第一回のローザンヌ会議と一九三七年の第二回のエディンバラ会議、この二つの信仰職制世界会議が、聖餐問題を具体的に討議する舞台となっている。そこでは、諸教会が共同の課題を負って一つに集い、それぞれの聖餐理解をつき合わせ、互いに比較し合っ、相互の一致点と相違点を探る段階といえる。

ローザンヌにおける第一回の信仰職制世界会議、これは、前述の如く、既に一九一〇年のエディンバラの国際宣教会議においてその芽ばえが見られ、特にC・H・ブレントを中軸とするアメリカの聖公会によって前段階は担われ、一九二〇年のジュネーブの準備会議で一つの決定的な段階を迎える。⁹⁾その後、一九二三年、二五年、そして二六年と三度にわたって世界会議の主題が討議され、準備されることになるが、そこからローザンヌ会議では、聖餐の問題は洗礼と共に「礼典」の枠で討議されることが決定されてくる。¹⁰⁾

ローザンヌ会議では、礼典としての聖餐の問題が、最初なので勿論神学的に十分に掘りさげられているとは言えないが、しかし、礼典の理解や聖餐の理解をめぐっていくつかの合意点を確認している。¹¹⁾

- 一、礼典は、教会の共同的な生にとって特別の意義をもっている。
- 二、礼典は、神が制定された事実¹²⁾に由来し、教会がそれを感謝をもって神の賜物として用いる。
- 三、各礼典には、外的な徴と恵みの賜物が属しており、礼典は、それを通して神が見えざる仕方¹³⁾で私たちのうちに

『エキュメニカル運動における聖餐論』「リマ文書」と「リマ式文」をめぐって―(神田)

働く恵みの手段である。

四、礼典の数に關しては統一されてはいないが、會議では洗礼と聖餐の二つだけに限定する。

五、聖餐において、私たちの主が現在しておられ、生ける主なる御子イエス・キリストにおいて、私たちは父なる神との交わりを保っている。

六、聖餐は教会の礼拝的行為であり、その執行において主の贖いの死が記念され、宣べ伝えられ、同時にその祭儀において自己を献げる行為である。

一から四の項は、礼典の基本的な理解に關して、五の項は、キリストの現臨(リアル・プレゼンス)、六の項は、聖餐の犠牲的性格に關する合意事項である。しかしながら、次のような埋めがたい相違点も同時に確認されたということは看過できないであろう。⁽¹²⁾

一、我々の主が現在される仕方

二、記念(想起)と犠牲の考え方

三、物素と媒介される恵みとの關係

四、礼典をつかさどる聖職者と聖なる行為の妥当性と作用との關係

これらの相違点は、いずれも大きな問題で、その後のエキュメニカルな論議を基本的に規定していくものばかりである。

エディンバラの第二回信仰職制世界会議が開かれたのは、ローザンヌ会議から一〇年後、ヨーロッパ全体が政治的危機に見舞われている最中の一九三七年であった。¹³ 聖餐の問題は、「キリストの教会・職務と礼典」の部門で扱われ、礼典の基礎や本質、その数や妥当性などと共に聖餐に関して議論されたといえる。ローザンヌ会議に対して、聖餐の相互理解が深められたとは思わないが、二つほど新しい点が指摘されると思われる。一つは、正教会独自の立場の表明が報告書に付加された点であり、¹⁴ もう一つは、相互陪餐 Intercommunion の問題が「生活と礼拝における教会の一致」の部門で、しかも、「各々実際に満足する教会の一致の必要な部分」として扱われた点である。¹⁵ 後者は、その後国際神学委員会に継続研究が委託され、それは次回のルンド会議に提出されるのである。

この時期、エキュメニカル運動の画期的な出来事として触れなければならないのは、一九四八年に、信仰職制の運動と生活実践の運動とが合流して、世界教会協議会(WCC)が成立したという出来事である。このことは、信仰職制の事柄に倫理的パースペクティブが拓かれたことを意味するであろう。¹⁶

(二)、ルンドからモントリオールへ

聖餐の問題が新しい視点でアプローチされるのは、ルンドにおける一九五二年の第三回信仰職制世界会議においてである。ルンドでは、それまでの比較の方法が反省され、その方法の継続性が強調されつつも、単なる比較をこえた、むしろ共通の主であるキリストを中心とした教会論を礎にすえたアプローチが要請されてくる。¹⁷ そのでは、信仰職制の事柄は、「孤立した問題としてではなく、教会論の深いキリスト論的、終末論的な理解の光の中で」考察されなければならない、¹⁸ という新しい視点が導入されてくるのである。ルンドにおけるもう一つの新しい視点は、教会が分裂

『エキュメニカル運動における聖餐論―リマ文書とリマ式文をめぐって―』(神田)

して教理の上で一致できない問題は、単に神学的な事柄ではなく、その背後にある歴史的、社会的、文化的、あるいは心理的要因という、いわゆる非神学的要因 Non-Theological Factors に由来しているところ少なくない、という指摘がなされた。¹⁹⁾しかし、この指摘が深められたわけではない。

このような新しい視点で、聖餐の問題が扱われたわけであるが、この問題を、洗礼の問題と合わせて礼典としてとりあげられた従来のアプローチとは異なって、「相互陪餐」という独立した主題としてとりあげられた。この主題は、既にエディンバラ会議以降、神学委員会で継続的に研究されてきたもので、ルンドではその成果として『相互陪餐』 Intercommunion という報告書が提出され、²⁰⁾論議された。

その論議の中から、今後検討すべき事柄として、次のような四つの提案がなされたのは注目すべきことである。²¹⁾その第一は、教会が聖餐に与る者の条件を再検討してみることであり、第二は、洗礼と聖餐の関係を考え直してみることであるが、この点は洗礼をうけてキリストのからだに連なる者に聖餐を拒否することは、洗礼の超越的リアリティーを拒否することだという指摘に由来する。²²⁾そして、第三には、教理の一致や職制の相互承認を要求する諸教会は、戦争などの危急時や臨終の場合、エキュメニカルな会合などの場合のような限定つきの相互陪餐の可能性を考えてみるということである。この点で、特に指摘されなければならないことは、相互陪餐を真に妨げているのは、聖餐理解そのものにあるというより、その背後にある職制 Order の問題があるということである。²³⁾最後の提案は、相互に承認しあっている教会は、更に見える一致を考えてみるべきであるということだが、これは合同教会の問題に関わることであろう。

ルンド会議以降、第二の時期で特に聖餐の問題を含めて信仰職制の事柄をとらえる地平の広がりがあったことは、

看過できないであろう。この点を凝縮してあらわしていたのが、ニューデリーでの一九六一年のWCC第三回総会であったといえるが、その第一の意義は、国際宣教協議会（IMC）がWCCと合流して機構的に統合されたということである。この統合の意義は小さくはなく、信仰職制の目ざしてきた「一致」と生活実践の志向してきた「奉仕」に宣教の分野から「証し」が加えられ、一致と奉仕と証しの不可分の一体性が強調されるのである。²⁴この統合により、信仰職制の事柄に宣教論のパスペクティブが拓かれてきたといえよう。ニューデリーの第二の意義は、従来の正教会の勢力に加えて、ロシア、ルーマニア、ブルガリヤ、ポーランドの四つの東欧圏からの正教会が大量加盟したことにより、次第に正教会の伝統と神学が大きな比重を占めてゆくベースが築かれたことである。しかも、正教会の立場は、エヴァンストンの第二回総会での声明に較べて、随分エキュメニカルな開かれた姿勢が出てきたと言えるであろう。²⁵その正教会の動きと連動するかのようになり、ニューデリーの総会に、ローマ・カトリック教会からの五人のオブザーバーがあったということは意義深いことであった。このような関連の中で、第二ヴァチカン会議は、『エキュメニズム教令』を採択し、今回のウプサラ総会以降のエキュメニカル運動への積極的な関与を準備するのである。ニューデリーでもう一つ見のがしてはならない意義は、信仰職制の事柄が、もう少し地域のレベルに還元すべきだという点が強調されたということである。この点は、P・ポッターも指摘しているように、信仰職制の事柄がもつとアジアやフリカの若い教会の関心を促すようなものとなるべきだという強調点によくあらわれている。²⁶この頃から、いわゆる第三世界の教会が直面している問題が視野に入り始めるのであるが、総会の場がアジアのニューデリーで開催されたのも象徴的なことであったであろう。

『エキュメニカル運動における聖餐論―リマ文書とリマ式文をめぐって―』（神田）

(三)、モントリオールからリマへ

信仰職制運動の新しい局面は、幅広い射程を獲得した第二の時期を継承して一九六三年にモントリオールで開かれた第四回の世界会議において切り拓かれたといえる。²⁷⁾モントリオール以降、教会の一致の内容も、具体的に「見える一致」*visible unity* を求める方向へとむかうことになるが、その主要な作業の一つは、洗礼、聖餐、職務に関する合意のテキストを作成するということであった。

モントリオール会議は、新たな要素として、ニューデリー総会から正式に加入した東欧の正教会のメンバーが急増したこと、又、カトリック教会からのオブザーバーの参与、アジア、アフリカ、ラテン・アメリカという第三世界の教会の声が強くなってきたことなどがあげられる。会議では、これまでになく議論が激しく飛びかい、混沌とした状況であったといえるが、しかしそれは、生命力に溢れたもので、これからの歩みにとって「大変約束にみちた混沌」と呼べるものであった。²⁸⁾モントリオールでは、聖餐の問題は、「礼拝とキリストの教会の一体性」という部門で扱われたが、とりわけ新しいものはうかがえない。²⁹⁾むしろ、テキスト作成の実際的な着手は、モントリオールからの促しをうけて開催された翌年のオールフスにおける委員会からと見るべきで、そこでは『聖餐—一致の礼典』*The Eucharist — A Sacrament of Unity* という素描的な研究が提出された。³⁰⁾これは更に、一九六五年にグランドチャンプで開かれた協議会でJ・J・アルメンの貢献を織りこんで論議され、改訂され、³¹⁾一九六七年のブリストルでの委員会には『聖餐』*The Holy Eucharist* という研究として提出された。³²⁾この研究報告には、聖餐のアナムネーシス的人格とエピクレーシス的人格、聖餐の公同的人格といった項に初めて正教会の神学的影響が明瞭に投映され、又、聖餐と愛餐について、補遺として相互陪餐の問題が大きく扱われている。この研究をうけて、同年の実務委員会は、神学委

員会に委託して、聖餐に関する合意点を要約して小冊子を作ることになるが、この決定に従って神学委員会が二度にわたる草案を作成し、一九六八年のウプサラでのWCC第四回総会に提出した第二次草案が『エキュメニカルな思惟における聖餐』The Eucharist in Ecumenical Thought⁽³⁴⁾であった。この第二次草案は、他の二つの聖餐に関連した研究報告『洗礼・堅信・聖餐』Baptism, Confirmation and Eucharistと『相互陪餐をのり越えて』Beyond Intercommunionとあわせて、一九七一年のルーヴァンの全体会議に提出されている。第二次草案については、後述するが、後の二つの研究報告の前者は、特に幼児陪餐の問題を洗礼と堅信礼との関連で言及したものであり、⁽³⁵⁾後者は、単なる相互陪餐をのり越えて、共同の聖餐礼拝を目ざしているもので、これは、第二ヴァチカン会議後のカトリック教会の急速な接近、ウプサラ総会での一致への気運の高揚をそのまま反映しているものと言える。⁽³⁶⁾ルーヴァンの全体会議の特徴は、洗礼、聖餐、職務に関する基本的草案が出そろったというだけではなく、他方では、カトリックの神学者が完全なメンバーとして参与するようになり、更に、⁽³⁷⁾信仰職制の目ざしてきた教会の一致の問題を人類の一致という新しい文脈で問う段階を迎えたということである。この新たな文脈における問いかけは、聖餐を含む信仰職制の事柄に幅広いパースペクティブを拓くものとして、ルーヴァン以降重要な柱の一つとしてプログラム化されていくことになる。

ルーヴァンで芽ばえた新しい視点は、更に一九七四年のアクラの全体会議でも継承され、そこでは、一致の質が鋭く問われ、人種問題や障害者の問題など人間の共同体の内実を問う相克の中で、目ざすべき一致が単なる平板な一致ではなく、「緊張における一致」Unity in Tensionである⁽³⁸⁾ことが強調される。このような白熱した全体会議に、第二次草案は若干の改訂を経て提出され、『アクラ文書』の「聖餐」として成立したのである。⁽³⁹⁾『アクラ文書』は、完全な

『エキュメニカル運動における聖餐論―リマ文書とリマ式文をめぐって―』(神田)

意味での合意というより、むしろ「共有できるようになった確信と展望の要約」⁽⁴⁰⁾と言えるもので、これは翌年のナイロビにおけるWCC総会に提出され、これに対して各教会は一致への共同の貢献として検討と応答を呼びかけられる。⁽⁴¹⁾『アクラ文書』への応答は、一九七七年のクレイト・ベラードの委員会で詳細に分析されるが、ここでは基本的な幅広い合意が得られつつも、犠牲やリアル・プレゼンスの問題、執行権の問題、あるいは聖餐と宣教の関係における文化的・政治的条件の問題などが整理された。⁽⁴²⁾そこでの諸問題は、更に翌年のバンガロールでの全体会議でとりあげられ、改訂方針の討議も含めて改訂作業が進められ、特に各地域のコンテキストからの貢献の重要さが指摘される。⁽⁴³⁾その後、具体的な改訂案が一九八〇年のテーゼと翌年のアンナシの委員会で集中して一語一語検討され、何度も練りあげられ、⁽⁴⁴⁾そして、一九八二年に南米のペルーのリマで開催された全体会議で万場一致の可決をもって成立したのが『リマ文書』の「聖餐」のテキストであった。その「序」の中では、この合意文書成立の出来事は「エキュメニカル運動のカイロス」と呼ばれ、⁽⁴⁵⁾それは翌年のバンクーバーでのWCC総会に提出され、各教会での検討と受容を⁽⁴⁶⁾目指しての応答の呼びかけがなされたのである。

Ⅱ、テキストの内容分析

扱、以上見てきたような歴史的経緯の中から成立した『リマ文書』の「聖餐」Eucharist⁽⁴⁷⁾のテキストの内容分析に移りたい。このテキストの特徴を、殊に『アクラ文書』のテキストとの対比の中で、更には、次に示した図表のように、ブリストルの『聖餐』The Holy Eucharist（一九六七年）とルーヴァンの『エキュメニカルな思惟における聖餐』The Eucharist in ecumenical thought（一九七一年）の二つの草案も視野に入れながら考察したい。

「アクラ文書」(1974年)

“Eucharist”

はじめに

1. 聖餐の制定
2. 聖餐の意味
 - A. 聖餐―父なる神への感謝
 - B. 聖餐―キリストの想起または記念(再現と期待)
 - C. 聖餐―聖霊を呼び求める祈りと聖霊の賜物
 - D. 聖餐―キリストのからだの内なる交わり
3. 聖餐の含む意味
 - A. 聖餐―世界への宣教
 - B. 聖餐―分裂の終焉
4. 聖餐の諸要素
5. 提 案

「ブリストルの草案」(1967年)

“The Holy Eucharist”

導 入

1. 聖餐のアナムネーシス的性格とエピクレーシス的性格
2. 聖餐の公同的性格
3. 聖餐と愛餐
4. 補遺 相互陪餐

「リマ文書」(1982年)

“Eucharist”

1. 聖餐の制定
2. 聖餐の意味
 - A. 父なる神への感謝としての聖餐
 - B. キリストの記念、あるいはアナムネーシスアナムネーシスの想起としての聖餐
 - C. 聖霊を求める祈りとしての聖餐
 - D. 信仰者の交わりとしての聖餐
 - E. 神の国の食事としての聖餐
3. 聖餐の執行

「ルーヴァンの草案」(1971年)

“The Eucharist

in ecumenical thought”

序

1. 主の晩餐としての聖餐
2. 父への感謝としての聖餐
3. キリストの記念(アナムネーシス)としての聖餐
4. 聖霊の賜物としての聖餐
5. キリストのからだの交わりとしての聖餐
6. 世界への宣教としての聖餐
7. 分裂の終焉としての聖餐

リマ文書のテキストをアラク文書のものとの構造的な側面で対比してみると、まず着目される点は、リマ文書のテキストが改訂を重ねる中で全体的に整備された点であり、この点は通し番号がアラク文書の三六から三三に減少した点のみならず、アラク文書の「はじめに」と「3、聖餐の含む意味」が削除されている点にもあらわれている。後者の場合、「A、聖餐―世界への宣教」は、リマ文書で新しく付加された「聖餐の意味」の項における「E、神の国の食事としての聖餐」に入りこみ、「B、聖餐―分裂の終焉」は、リマ文書では散在的に織りこまれている。また、「4、聖餐の諸要素」と「5、提案」もリマ文書では削除され、「3、聖餐の執行」の中に統合されているのである。リマ文書のテキストが整備されているという点で、もう一つ特徴的な点は、アラク文書にはなかった注(Commentary)が六ヶ所導入され、聖餐理解をめぐる伝統的な、いまだに完全な合意の困難な争点⁴⁷が明示され、それは聖書の典拠の明示と合せてリマ文書のテキストに特徴的な点と言えるであろう。

ブリストルとルーヴァンの草案との比較の中で見れば、一つは、ブリストルの草案ではまだ大きな関心が払われていた相互陪餐の問題が、ルーヴァンの草案以降大きく削減され、リマ文書のテキストには一語も出てこないというの⁴⁸は注目してよいことである。もう一つの点は、リマ文書のテキストは、ルーヴァンに提出された草案の段階で、即ち六七年から七一年にかけてその基本的内容が作成されたということである。⁴⁹

このような構造的・形式的特徴を備えたテキストの内容を次に検討していきたいが、最初の「4、聖餐の制定」の項はアラク文書で初めて導入され、リマ文書では拡大されて展開されている。この拡大された部分で、第一に注目すべき点は、「教会は聖餐を、主があたえて下さる賜物として受ける。」(1)という冒頭の主題的な言表をうけて、第二コリント十一・二三―二五のテキストが制定語として提示されている。このテキストは、聖餐をパウロが「主から受け

たこと」と規定し、主イエスがその主体である点を明言しているだけでなく、「わたしを記念（アナムネーシス）するため」と、アナムネーシス言表を内包する聖餐理解の核心部を言いあらわしているテキストとしても重要である。第二に注目すべき点は、聖餐理解を基礎づける聖書的な枠が拡大され、従来の聖餐理解の基礎となっているイエスの受難の食事伝承、即ち、最後の晩餐のテキストのみに限定されず、同時にイエスが生前に罪人や取税人と共にされた食事、そして復活の食事にも言及され、幅広いパースペクティブを獲得しているという点である。ここには、明らかに今日の聖書学の成果が反映されており、リマ文書のテキストの際立つた特徴をなしていると思われる。そして更に、その連関でイスラエルの過越の食事、キリストのアナムネーシス、小羊の婚宴の先取りというかたちで、過去、現在、将来が一つの救済史的連関において結びつけられ、指示されているのである。

リマ文書のテキストの中心部を構成しているのは、「2、聖餐の意味」である。そこでは、聖餐は聖霊を通して、キリストにおいて、神があたえられる賜物の礼典として、本質的に「ひとつの完結した行為」と規定しながらも、それは、「父なる神への感謝」、「キリストの想起」、「聖霊を求める祈り」、「信仰者の交わり」、「神の国の食事」という五つの意味を包摂している。神学的構造として見れば、聖餐は、父なる神の *eucharistia*、キリストの *anamnesis*、聖霊の *epiklesis* という三一論的構造を示す二つの側面を礎石として、信仰者の *koinonia* と *basileia* の食事という教会論的側面と終末論的側面への必然的な展開を示したものとと言える。この聖餐の五つの意味は、ほかならぬ新約聖書の基本的な聖餐伝承に内包されたモチーフと呼応するものと言えるであろう。⁵¹⁾

「A、父なる神への感謝としての聖餐」、これが第一の聖餐の意味である。「聖餐はいつもみことばと礼典の両方を含むものである。それは神のみわざを告知することと祝うことの双方を意味する。」⁽³⁾と、冒頭で聖餐におけるみこ

『エキュメニカル運動における聖餐論—「リマ文書」と「リマ式文」をめぐって—』(神田)

とばと礼典の相関性が示唆されているが、これはアクラ文書のテキスト(6)にはなかった指摘である。そして、聖餐は、父なる神が創造と贖罪と聖化において成就された過去の事柄、今、教会と世界に成就される現在の事柄、更にやがて米国で成就される将来の事柄、その「すべての事柄について、神に感謝をささげること」であり、「教会が神におあたえくださるすべてのよき賜物についていただいている感謝を表現する祝福のわざ (berakah)」(3)であると言われる。他方、「聖餐は、すべての被造物を代表して教会が表現する賛美のいけにえ the great sacrifice of praise」と規定され、キリストとの関連性が指示されている。そして、大地の産物であり、人間の所産であるパンとぶどう酒は、信仰と感謝をもって神にささげられることにより、聖餐は「世界のなるべき将来を意味する」(4)のである。

この最初の項で中心となっているのは、神のみわざに対して「感謝をささげる」ことと「賛美のいけにえ」ということであるが、一つ問題になる点は、この両者の関係が必ずしも明らかにされていないという問題である。これは、(20)でも「感謝をささげ」と「ささげものをする」という対比で出てくるが、この点は聖公会とルター派の合意文書『プラハ報告』でも争点になったことである。⁽⁵²⁾この点に関連してもう一つの問題点は、神のみわざを「告知」する聖餐が、どのような意味で神のみわざへの感謝を表わす「祝福のわざ (berakah)」なのかという問である。J・M・R・ティラードによれば、ユダヤ教の berakah に由来する「祝福」はもっと注意深く「感謝」とは区別されるべきで、エウカリステイアは基本的には、讚美のかたちをとった告知を意味していると、批判的見解を述べている。⁽⁵³⁾

聖餐の意味の第二の局面は、テキスト全体の要と呼んでさしつかえない「B、キリストの想起、あるいは記念としての聖餐」である。リマ文書のテキストには、アクラのものに(5)と(8)の後半、そして(13)が付加され、分量として増えただけではなく、内容的にも伝統的な聖餐論争の大きな争点になってきたいわゆる「現臨」(リアル・プレゼンス)

と「犠牲」の問題が扱われている。

最初に、このBの項に一貫している鍵概念アナムネーシスがこのテキストでどのように理解されているかを見ていきたいが、冒頭の「聖餐は、十字架に死んで甦えられたキリストを想起することである」(5)という叙述にその基本的な理解が示されている。しかし、十字架と復活のキリストのアナムネーシスは、単なる過去の回想ではなく、O・カールが強調しているように、それは過去の出来事の「現在化」Vergegenwärtigungにはかならない。アナムネーシスは、このような「現在化」——英語のテキスト：representation、独語のテキスト：Vergegenwärtigung——、しかも、受肉から聖霊の派遣にいたるまでのキリストの「成就されたすべてのみわざ」(6)の現在化であると共に、終末的な神の国の先取りとして幅広い視野で理解されている点に、リマ文書のテキストのアナムネーシス理解の特色があると思われる。⁽⁵⁵⁾キリストのアナムネーシスはまた、「すべてのキリスト者の祈りの基礎であり、またその源泉」(9)であると祈りに結びつけられ、更にそれは聖餐の内容であると共に「説教されるみことばの真の内容」として、説教と聖餐の相補関係の支点となっている点⁽¹²⁾もユニークな理解を示している。

伝統的な聖餐論争の大きな争点の一つである「犠牲」sacrifice 理解に関しては、聖餐は「ただ一度すべての人のために十字架上で成就され、いまもなお全人類にかわってささげられ、その効力を失わないキリストの犠牲の生きた有効なしるし」(5)であり、その「キリストの比類のない犠牲」は、「ただ一度かぎりのことであって、繰り返かえされることもひきのばされることもありえない」(8)と、キリストの犠牲の繰り返かえしえない歴史的一回性が強調されている。⁽⁵⁶⁾その意味で、カトリック的な聖餐のたびごとに犠牲が捧げられるという奉献思想は一貫して斥けられているが、しかし、アナムネーシスにおいて教会は「キリストとの交わりのうちに、執り成しの祈りをささげる」(5)と、犠牲理解

『エキュメニカル運動における聖餐論——リマ文書』と『リマ式文』をめぐって——(神田)

をアナムネーシスの観点から検討している点は注目してよいであろう。⁵⁷更に、人間の側からの犠牲について語りうるなら、それは私たちが「日常のなりわいのなかで、キリストにあつてみずからを生きた聖なる供えもの sacrifice」としてささげる（ロマ二・一、第一ペテロ二・五）¹⁰という倫理的・生活的な展開として語られるのである。

もう一つの伝統的な争点は、いわゆるキリストの「現臨」real presenceの問題であるが、リマ文書のテキストでそれが扱われている¹³とその注はアクラ文書では欠如していたものである。ここでは、聖餐はキリストの「現臨の礼典」であり、しかもその現臨の仕方は独自であり、「教会は聖餐における生きた、力ある現臨を告白する」¹³という点で、基本的な合意の存していることが確認されている。伝統的な争点は、聖餐における現臨がどのような仕方modusで生じるのか、換言すれば、パンとぶどう酒がいかにしてキリストのからだと血になるのかという点に限定されて論争されてきたと言える。⁵⁸しかし、このような論争が既に袋口路に陥っているという点に関しては、¹³の注でも明確な指摘がなされているわけではない。

聖餐の意味の第三の局面は、「C、聖霊を求める祈りとしての聖餐」、即ち聖餐のエピクレーシスの性格の展開として、聖餐神学の三一論的基礎づけを要請する正教会の影響を反映した項であり、これは「エキュメニカル運動の豊かさの疑いえない証左」⁵⁹とも評価できうる正教会の貢献であろう。聖餐の聖霊論的な意味は、確かにヨハネ六・五二―六五、Iコリント一〇・三一―四で示唆されうるが、歴史的には四世紀中葉のキュリロスやセラピオンに溯り、主として正教会で強調されてきたものであった。⁶⁰しかも、それは聖餐の中核をなす「キリストの臨在が現実となるように、聖霊の賜物を父なる神に祈り求める」¹⁴祈りであり、その意味で、リマ文書のテキストには明示されていないが、前項のアナムネーシスと緊密な相補的關係にあると言える。⁶¹

エピクレシスが聖餐のリタージーの中でどのような機能を担っているのか、それは聖餐物素だけに限定されるのか、それともそれに与る陪餐者に関わるのかという問題である。この点については、エピクレシスは、「そこに成立している共同体およびパンとぶどう酒の物素の双方」(14の注)に関わり、また「聖餐の行為全体はエピクレシスの性格をもっている」(16)とも言われている。その意味で、従来の西方教会における、「物素の聖別がどの瞬間に起こるのかという、例の煩瑣な議論を克服する助けとなるであろう」(14の注)と示唆が与えられている。

エピクレシスが聖餐における現臨理解に看過しえない貢献をしているという関連で、もう一つ言及しなければならぬ事柄は、聖霊とみことばの関係である。というのも、例えば『ローマ典礼』の中にはエピクレシスが欠如しているように、西方教会ではアナムネシスよりも制定語、つまり東方の正教会とは逆に聖霊よりもみことばが重視されてきたという事情があるからである。この点をリマ文書のテキストは、聖餐制定のみことばとエピクレシスの間には、「本質的な関係がある」(14の注)、あるいは聖餐における聖別は、「生きたキリストのみことばの力と聖霊のみ力」(15)によると、みことばと聖霊の不可分的関係を力説しているのは特徴的な点であろう。

聖餐の三一論的基礎づけの結びとして、この聖霊の項で、次項で展開される聖餐の教会論的展望が、教会は聖霊によって革新され、「この世における使命」へと促される(17)と表現され、また終末論的展望が、「聖霊は聖餐を通じて、神の国の初穂をあたえられる」(18)と表現されているのである。⁽⁶³⁾

聖餐の三一論的基礎づけをうけて、第四の局面として展開されているのが「D、信仰者の交わりとしての聖餐」である。これは、「キリストとの聖餐による交わり」であると同時に、「キリストのからだすなわち教会の内側の交わり」(19)として、聖餐の教会論的展開を示している。アクラ文書のテキストとの対比で明らかかな点は、アクラ文書の「3、

『エキュメニカル運動における聖餐論―リマ文書とリマ式文をめぐって―』(神田)

聖餐の含む意味」の「B、聖餐——分裂の終焉」の項がリマ文書の(19)に付加され、更に争点が注としてまとめられている点である。この付加された部分も含めて語っているのは、聖餐における一致であるが、その一致の内実は「ひとつのパンと共同の杯にあずかる」ということは、それにあずかる人びととキリストの一致」を証しするのだけでなく、「それにあずかる人びとの一致」をも証ししている。しかも、「個々の聖餐は、それが祝われるごとにそこにキリストの教会の全体が含まれている」(19)のである。争点となっているのは、エキュメニカル運動全体の一つの具体的な目標ともいえる主の食卓を共に囲むということが困難になっているため、「聖餐の公同性」⁽⁶⁴⁾を証しできない状況に陥っているということである。そして、この連関で幼児陪餐の承認に関する議論に言及されているが(19の注)、もう少し積極的な勧めがなされるべきであろう。⁽⁶⁵⁾

聖餐における交わりは、しかしながら、教会内の交わりに限定されず、社会的正義や差別と人権の問題、つまり社会倫理の射程を内包するもので、神の家族における兄弟姉妹としての「和解と参与」が重視され、あらゆる差別や自由の欠如の現実、正義に背く現実が聖餐において厳しく問われるのである。この聖餐を通して、「一切を新たにされる神の恵みが、人間性と人間の尊厳性にきりこんでそれを回復するのである」⁽²⁰⁾。ここには、ルーヴァンの全体会議以降、信仰職制の事柄が共同体の革新という社会倫理のパスpekティブで考察されてきた成果の投射が見られるのである。⁽⁶⁶⁾

このような、聖餐における「他者と世界へのキリスト者の責任あるかわり」が、教会の実践の中で具体化される場の一つは礼拝式文の中であり、それは「相互に罪のゆるしを表明すること、平和を象徴的に表現すること、すべての人びとのために執り成しを祈ること、飲み食いを共にすること、聖別されたパンとぶどう酒を病人や囚人たちにと

どけること、病人や囚人たちと聖餐を共にまもる」などの「愛の表現」(21)であらわされる。この「愛の表現」は、ブルストルでは「愛餐アガペー的意味あい」として言いあらわされていたが、それがキリストの僕としての証しの中に基礎づけられている点は重要である。「主の食卓と貧しい人びととの間における執事たちの固有な教会的職務」は、このキリストの「仕え人」*diakonos*としての証しに参与するのであり、それは「この世におけるキリストの贖罪的な現臨を独特の仕方であかしするものなのである」(21)。

聖餐の意味に関する最後の項は、「E、神の国の食事としての聖餐」であり、これは聖餐の終末論的展開を示すものである。この項は、リマ文書のテキストで新しく設定されたもので、アクラ文書における「3、聖餐の含む意味」の「A、聖餐——世界への宣教」の項が全面的にとり入れられて展開されたもので、世界への宣教として聖餐をとらえる宣教論的視点が終末論的枠組みで展開されている意義は決して小さくはない。⁽⁶⁸⁾

まず注目したいのは、「聖餐を祝うことそれ自体が、この世界に対する神の宣教のみわざに参与する教会の宣教のみわざのひとつなのである。」(25)という独創的な表現で、これはまだ聖餐の結果としての派遣 *missio* という理解を脱皮しきれていないアラク文書の理解を超えている表現である。ここには、「神の宣教」*missio Dei* のモチーフが初めて導入され、聖餐の結果教会の宣教へ派遣されるという構図を破り、聖餐を祝うことそれ自体が *missio Dei* に参与する教会の宣教として理解されているのである。⁽⁶⁹⁾ このような新たな理解により、教会の礼典としての聖餐と世界との二元論的発想が止揚され、「この世界は新しくされるとの約束を受けている世界である。この約束のもとにあるこの世界は、聖餐を祝うわざ全体のなかに現存する。」(23)という言い方に結実しているのである。この世界との連帯の中で、聖餐に与る陪餐者は「人びとの間にあって和解のしもべ……復活のよるこばしい証人」として、「イエスが地上にお

『エキュメニカル運動における聖餐論——リマ文書』と『リマ式文』をめぐって——(神田)

けるみわざの日に、取税人、罪人たちの所へ出ていって食事を共にされたように……見棄てられている人びとの友となり、キリストの愛のしるしとなるように召し出されているのである。」⁽²⁴⁾と、その使命が描かれている。しかも、このような世界への *missio Dei* への参与として、周縁化された人々への派遣というパースペクティブを内包する聖餐理解が、全体として終末論的な神の国の食事の枠で扱われている点が重要であり、この内的連関性はバンクーバーの総会では *eucharistic vision* という理念で提唱されている。⁽²⁵⁾そして、この項の結びに「共同の食卓の交わり」が分裂したままで一致を見ないとするなら、「そのために遣わされている宣教的な証し」が弱体化されるという指摘は、聖餐における教会の一致と宣教の証しとの相関性を示す大切な指摘であろう。

テキスト全体の最後にあたる「3、聖餐の執行」は、アクラ文書のテキストの「4、聖餐の諸要素」と「5、提案」とが統合されたもので、聖餐の意味という理論的裏付けをうけて、聖餐の諸要素や礼拝式文、司式者の問題、更に聖餐式の頻度やいわゆる聖品保存の問題といった実践的諸問題が扱われている。

最初の聖餐の礼拝における諸要素は、アクラ文書に較べて拡大されているが、留意すべきことは、これらの諸要素がリマ文書と同時に成立した「リマ式文」*Lima Liturgy* の基本的要素をなすものとして重要であるという点である。リマ式文の成立に関しては、テゼー共同体のM・テュリアンの貢献が大きい⁽²⁶⁾が、しかしそれはモントリオール世界会議以降、信仰職制委員会が自覚的に「礼拝改革運動」*The liturgical reform movement* の成果をうけとめ、礼拝内容の充実と革新のために共同研究を重ねてきた蓄積のあらわれと言えるであろう。

リマ式文は、全体として「1、はじめの祭儀」、「2、みことばの祭儀」、「3、聖餐の祭儀」の三部構成になっており、「1、入堂の賛美」から「35、祝福」までいくつの特徴的な点が見られるので簡潔に言及しておきたい。まず

第一の特色は、リマ式文とリマ文書BEMとの内的関係であるが、リマ式文全体にリマ文書の洗礼・聖餐・職務のモチーフが、いわゆるBEM構造として反映しているという点である。この点は、「5、キリエの連禱」、「7、会衆を代表しての祈り」、「8、10、12の三種の「聖書朗読」、「16、とりなしの祈り」、「19、序禱」、「23、アナムネーシス」の中に確認できる。リマ式文におけるBEM構造の反映は、換言すれば、理論的貢献としてのリマ文書と実践的貢献としてのリマ式文との相補的關係を明瞭に示すものであろう。⁷³ 第二の特色は、このような相補的關係が殊にリマ式文の「3、聖餐の祭儀」の中に、「聖餐」のテキストにおける聖餐の三一論的構造と教会論的展開、そして終末論的展開というかたちで織りこまれていたという点である。⁷⁴ そして第三の特色は、リマ式文の中に多少なりとも倫理と宣教のモチーフが入りこんでいるという点である。倫理のモチーフに関しては、例えば「16、とりなしの祈り」、宣教のモチーフに関しては、「34、派遣のことば」にその反映を見出しうるが、それらのモチーフが十分に盛り込まれているとは言い難い。リマ式文の最後の特色は、「15、信条ニケイア・コンスタンティノポリス信条」を導入しているという点である。このエキュメニカル信条をめぐる最大の争点は、聖霊条項における西方教会の「み子より」filioqueが削除されている問題をめぐるもので、この点は、「今日における使徒的信仰の共同表現を目ざして」Towards the Common Expression of the Apostolic Faith Today という新たなプログラムとの関連の中で議論されつつあるといえる。⁷⁵

聖餐の諸要素との関連で、リマ式文の特色についていくつかの点に言及してみたが、このような近年の礼拝改革運動の成果をふまえたリマ式文という一つの試みからも、各教会は「それぞれの礼拝式文を検討なおすべきである」⁽²⁸⁾ という勧めがなされている。更に、聖餐の執行に関わる実際的な問題として、聖餐式を実際に執行する「司式者」の

『エキュメニカル運動における聖餐論―リマ文書とリマ式文をめぐる―』(神田)

問題(29)、つとめて「聖餐は頻繁におこなわれるべきである」という聖餐式の頻度の問題(30)～(31)、そして、「パンとぶどう酒の扱い方には特別な配慮が必要である」とするいわゆる「聖品保存」の問題(32)があげられている。テキスト全体の結びとして、これまで述べられてきた聖餐の相互理解の進展が、「分立しているキリストの民が、主の食卓をかこんで、見ゆるかたちでふたたびむすびあわされる日」(33)にむけて貢献する願いをもって、テキストは終わっている。

Ⅲ、テキストの意義と問題点

リマ文書の中で最もよくできていると評価の高い「聖餐」のテキストを、その成立の歴史、内容の分析の面から見てきたが、最後に以上の考察をふまえてその意義と問題点をめぐって批判的な評価を試みたいと思う。

まず、リマ文書全体の意義に関わる点として、最初に強調されてしかるべきことは、リマ文書がWCC信仰職制運動の半世紀以上にも及ぶエキューメニカルな共同研究の具体的な果実であるという歴史的意義である。一九二七年のローザンヌ会議から一九八二年のリマ会議にいたる五五年にわたるその歴史的成果は、その意味で、特にモントリオール会議以降追求されてきた「見える一致」*visible unity* の具体的な一つのしるしにほかならないであろう。しかも、リマ文書は、ローマ・カトリック教会、東方の正教会、聖公会、プロテスタントの主要な教派という歴史的伝統をもつ大半の教会の共同的参与のもとで成立した文書として包括的な広がりをもつもので、この点に第二の意義が見いだせる。この点は、この文書の歴史的な成立過程の中で明らかにされてきたが、とりわけ注目をひくのは、六〇年代に入って東欧の正教会のWCC加盟によって正教会全体の果す役割が大きくなり、また第二ヴァチカン会議以降カトリ

ック教会の参与が顕著になったという事実であろう。リマ文書は、それ故、『アーノルズハイン・テーゼ』や、七〇年代に入ってから『プラハ報告』、『ウインザー声明』などいくつかの重要な二教会間の合意 *Bilaterae Convergence* の成果をベースとしながらも、それらとは異なった包括的な広がりをもっているものと言える。

更に言えることは、リマ文書におけるエキュメニカルな一致は、単なる教理的一致というより、むしろ現代の社会倫理、あるいは宣教論のパスpekティブを内包した力動的な性格をもつ「緊張における一致」*Unity in Tension* と呼ばれるもので、この点に第三の意義があるであろう。その意味で、リマ文書は、信仰職制委員会が同時に担ってきた「今日の使徒的信仰の共同表明を目ざして」や、「教会の一致と人間共同体の革新」というプログラムとの密接な連関の中で理解されうるのであり、孤立した教理的観点からのみ決して理解されるべきではないのである。リマ文書全体に関わる意義として最後に指摘したいのは、リマ文書とリマ式文の相補的關係である。前者が信仰職制運動の理論的貢献とすれば、後者は実践的貢献と呼べるもので、近年のエキュメニカルな礼拝改革運動の成果をうけ継いでいるものである。リマ式文の内容を検討すれば、そこにリマ文書に特徴的な神学的構造・性格の明瞭な反映を見いださうるのである。

以上のような、リマ文書全体にわたる意義を考慮しながら、「聖餐」のテキストに限定して、その積極的な意義と、いくつかの問題点をあげながら評価を試みてみたい。まず第一に指摘したい点は、リマ文書のテキストにアクラ文書では欠如していた聖書の典拠が豊富に、しかも適切に指示されているということである。この一見現象的とも思える意義は決して小さいものではなく、むしろ従来の聖餐論の大きな轍となつている堅固な伝統の枠を相互に少しでもり越えて、共通の源泉である聖書の事柄に共に開かれようとする姿勢のあらわれといえよう。いわゆる「聖書と伝統」

『エキュメニカル運動における聖餐論——リマ文書』と「リマ式文」をめぐって——(神田)

の問題は、モントリオール会議以降、信仰職制委員会の重要な研究テーマの一つとして取りあげられてきたが、その中で今日の聖書の歴史批判的方法と成果をどのように評価するかは見解の相違があるとしても、聖書そのものを改めて重要視する点では基本的な合意に至っているといえる。⁽⁷⁶⁾この聖書の典拠との関連で、第二の意義として、リマ文書の聖餐理解がこれまでの伝統的論議に見られるように、もっぱらイエスの最後の晩餐の伝承にのみその聖書の論拠を求めてはいないという点があげられる。勿論、イエスの受難の食事である最後の晩餐の伝承がもつ中心的意義が軽視されることではないが、受難の食事だけではなく、イエスの日常的生における罪人や取税人との食事、あるいは復活のイエスが弟子たちと分ちあわれた喜びの食事をも視野にいれることにより、従来の伝統的論議の壁をこえうる聖餐理解の幅広いパースペクティブを獲得していると言えるであろう。この点に、確かに今日の聖書学の成果が反映されているが、注目すべきことは、このようなパースペクティブの広がり、他の合意文書やアクラ文書でも明確には示唆されていない、いわばリマ文書に特徴的な意義と言わなければならないということである。

パースペクティブの広がり、聖書の論拠にとどまらず、聖餐理解の重要な鍵の一つともいえるアナムネーシス理解にも見られ、この点に第三の意義があるであろう。アナムネーシス理解で基本的な点は、それが過去の現在化であり、従ってキリストの受難の死の想起にほかならないという点にある。リマ文書では、それが一方では、過去の現在化（再現）だけではなく将来の先取りとして終末論的性格を備え、他方では、それに対応してイエスの受難のみならず、彼が公生涯で人々に仕えて生きたわざ、復活における将来の展望をひらくわざ、即ち、イエス・キリストのミニストーリー全体のアナムネーシスとしてその理解が拡大されているのである。このようなアナムネーシス理解によって、犠牲理解にも新たな視野がもたらされていることは注目してよいであろう。アナムネーシスと相関的関係にあるエピ

クレイシスが、エキュメニカルな論議に導入されたのは正教会の貢献であるが、この貢献により、これまでのプロテスタントを含む西方教会的な聖餐理解が豊かなものになったという点に、第四の意義がある。リマ文書に見られるその豊かさとは、一つには、聖餐の行為全体のエピクレイシスの性格を力説することにより、これまでの聖餐物素の聖別時の *modus* をめぐる西方教会的議論の袋小路のようであった枠がこえられ、キリストの霊的現存のリアリティーへの理解が拓かれたということである。もう一つの点は、逆に東方教会の聖餐理解の神秘主義的な礼典主義の危険性が、リマ文書では西方教会のみことば重視の傾向と合流することにより克服され、聖霊とみことばとの相関性が適切に強調されているということである。

「聖餐」のテキストにおける第五の意義としてあげたいのは、聖餐理解における倫理的パースペクティブという点である。聖餐の倫理的パースペクティブということで、一方では聖餐の非礼典主義的理解が意図されており、それは聖餐における聖俗二元論の止揚ともいえるであろう。聖餐において生活の全領域が包含され、世界が現存し、他者と世界への責任ある関わりが促されるのである。他方、そのことで聖餐の非個人主義的理解が意図されているが、これは聖餐における共同性の回復ということであろう。換言すれば、それは聖餐において主を食^クべることから主を困^ムんで主と共に食^クべるリアリティーを回復することであり、聖餐の愛^{アガペ}餐的性格を復権することにほかならない。このような非礼典主義的、非個人主義的理解を包摂する聖餐の倫理的パースペクティブは、既述のように、聖餐を史的イエスのリアリティーにまで溯つてとらえ直そうとする今日の聖書学と、ルーヴァン会議頃から具体化してきた聖餐を共同体の革新という点から考察しようという現代的視点とに由来するものといえよう。リマ文書における聖餐理解の最後の意義として、聖餐の宣教論的パースペクティブをあげたいが、これは倫理的パースペクティブとあわせて大切な聖

『エキュメニカル運動における聖餐論―「リマ文書」と「リマ式文」をめぐって―』（神田）

餐理解の開かれたパースペクティブである。特に、他の合意文書には欠如し、アクラ文書でも不十分であった着目すべき理解として、聖餐の結果として派遣へという理解を更に踏みこんで、聖餐の行為そのものを *missio Dei* に参与する教会の宣教の証しとして理解している点である。しかも、この指摘がリマ文書で新たに設定された「神の国の食事」という聖餐の終末論的展開との密接な関連でなされている点に、聖餐―宣教―終末論の内的連関性が十分に考えぬかれた成果がうかがえるように思われる。このような聖餐を終末論と相即した宣教論的パースペクティブにおいて把える理解の中に、教会の一致を目ざしてきた WCC と、*missio Dei* の理念を中核とした宣教論を展開してきた IMC が、ニューデリーの総会で合流した出来事の意義が見事に実を結んだと言えるであろう。

リマ文書の「聖餐」のテキストは、以上のようないくつかの意義を宿している点で積極的に評価することができ、実際にこれまでの聖餐論の歴史の中でも画期的な歴史的意義を担っていることは疑いえないが、しかし同時に、いくつかの問題点もこれから掘りさげて考察されるべき課題として内包していると思われる。その最初の問題点は、みことばとの関係、つまり説教との関係が若干本文中に言及されてはいるが(12と27)、必ずしもそのとりあげ方が十分とは言い難い。ブリストルの会議の後に提出された草案には、両者の関係はよくとりあげられていたが、次第にこの面は後退してきたように思われる。聖餐と説教との相補的關係は、説教軽視のカトリック的な礼典主義的礼拝の傾向と、逆に聖餐軽視のプロテスタントの主知主義的礼拝の傾向双方に反省を促し、礼拝全体の革新と生命力の回復を呼びおこす一つの重要な要因となるであろう。第二の問題点は、聖餐を *eucharistia* として理解することに関連して、それを神のみわざに「感謝をささげる」という理解と「賛美のいけにえ」という理解の両者の関係が、リマ文書の中で十分に明らかにされていないという点である。これは伝統的に大きな争点となっている聖餐の犠牲的性格に関わる

問題点でもあり、エキュメニカル運動における対話の中で相互理解の歩みよりがなされてきているが、聖餐を「感謝をささげる」と理解することと「賛美のいけにえ」と理解することの関係は、「祝福のわざ berakah」と把える理解とも関連してもっと掘りさげて考察されるべきであろう。

聖餐の問題は、もう一つの礼典である洗礼との関係を考慮にいれる時、陪餐者の問題がうきばりにされるが、この点で第三の問題点としてあげたいのは幼児陪餐の問題である。この問題は、リマ文書の中では今日議論の対象になっているという程度しか言及されていないが、正教会との対話に促されて特に七〇年代に入って以降、幼児陪餐を認める教会が急増し、その事実をうけとめる形で一九八〇年にバート・ゼゲベルクで開かれたWCCの教育部と信仰職制委員会共催の協議会の積極的な成果を考慮すれば、⁷⁹もっと積極的な勧めがなされて然るべきであろう。幼児陪餐の廃止が、正教会は例外として、十三世紀のラテラノ公会議において、教皇権の確立を背景として承認された化体説の教理と表裏して決定されたという歴史的事情を鑑みれば、⁸⁰これは単なる陪餐の権利問題ではなく、むしろ幼児が教会の交わりの周縁に追いやられてきたという、すぐれて教会の交わりの内実を問い直す事柄といえるであろう。その意味で、この問題は、洗礼と聖餐との原理的な関係の考察からのみならず、信仰職制のもう一つのプログラム「教会の一致と共同体の革新」との連関の中で適切に考察されるのであるが、リマ文書にはこの点が非常に弱いと言わなければならぬ。⁸¹事柄として全く同一ではないが、殊に知能障害者の洗礼と聖餐の問題も、共通の事柄を内包した問題として、ナイロビ総会以降、信仰職制の課題として取りくまれながらも、しかしリマ文書の洗礼と聖餐のテキストには全くそれが反映されていないのである。⁸²幼児と知能障害者の陪餐の問題は、神の家族、キリストのからだとしての教会共同体の内実に深く関わる課題として検証される必要があるであろう。陪餐の問題で、もう一つ大切な課題で

『エキュメニカル運動における聖餐論―「リマ文書」と「リマ式文」をめぐって―』(神田)

もある相互陪餐 Intercommunion への言及がリマ文書では大きく後退している点を、第四の問題点としてあげなければならぬ。ルンドの会議では信仰職制の中心的テーマであり、プリストルのテキストでも多くの部分が割かれていたこの相互陪餐の問題が次第に後退し、アクラ文書では大きく削減され、リマ文書にいたって内容的にはその勧めが全くないわけではないが、Intercommunion の用語が全く姿を消しているというのはいはり問題であろう。とりわけ第二ヴァチカン会議以降、この問題の急速な盛り上がりと一種の座礁があったことはテキストの成立史で指摘したが、しかしそもそも信仰職制運動の内的モチーフをこの問題はなすものであったし、エキュメニカル運動の展開の主要な課題の一つであり続け、バンクーバー総会でも実現を見なかつた相互陪餐の課題がリマ文書でもっと力説されるべきであったと思われる。この点は、教派主義に彩られた日本のような教会において、主の食卓をいまだ共に囲めない状況がいかに宣教の証しに大きな障害となっているかを、もっと深刻に受けとめるべきではないだろうか。

リマ文書における第五の問題点として指摘したいのは、日本の教会も含めたいわゆる非キリスト教圏の教会、⁸³第三世界の教会のコンテキストがどれぐらいリマ文書の視野にはいつているかという問に関わるもので、この点は弱いと言わざるおえない。一九七七年のクレイト・ベラードの会合でこの問題の重要性が指摘され、翌年のバンガローア会議でも宋泉盛などが盛んにアジア的コンテキストを強調しているが、「洗礼」のテキストに較べてこの点は弱く、具体的には聖餐物素をパンとぶどう酒以外でも用いうる可能性に言及している程度である。他面、確かにアフリカのアクラ、アジアのバンガローア、南米のリマと重要な信仰職制委員会の会議場が第三世界の教会に移され、人種問題やさまざまな差別の現実がテキストにも反映されており評価できるが、聖餐物素の問題だけではなく、未受洗者の陪餐の問題、聖餐における信徒の役割、さまざまな聖餐形態の新しい試みなど、もう少しコンテキストの視点が反映さ

れた内容が盛りこまれて然るべきであったと思われる。

今日、聖餐論は、リマ文書を頂点として、エキュメニカルな対話の一つの焦点となっていると言っても過言ではないだろう。日本の教会にとっても聖餐論が新たな視角から論じられ始め、特に日本基督教団においては、聖餐の執行者の問題として説教との関係、補教師の執行（二重教職制）の問題、他面、聖餐の陪餐者の問題として相互陪餐、幼児や知的障害者の陪餐、未受洗者の陪餐など多くの大切な問題が課題として残されている。これらの諸問題に対して本稿では必ずしも十分にとりあげることができなかったが、他の機会にこれをとって共に考え、論じたいと思う。⁶⁴

注

- (1) 本稿は、一九八五年四月一五日、関西学院大学神学部で行った始業講演『エキュメニカル運動におけるユーカリスト』に、手を加えたものである。
- (2) C. H. Brent, *A Pilgrimage Towards Unity*, in: K. Ch. Eping, *Ein Gespräch beginnt. Die Anfänge der Bewegung für Glauben und Kirchenverfassung in den Jahren, 1910-1920*, Zürich 1972, S. 386.
- (3) バンクーバーの総会でもたれた大きな礼拝では、前半のことばの礼拝はカトリックも正教会も共同で担われたが、後半の聖餐礼拝では、カトリックと正教会は正式には参加しなかった (R. Frieling, *Schritte auf dem Weg zur Einheit*, in: K. Raiser [Hg.], *Ökumenische Impressionen Vancouver 1983*, Frankfurt a. M. 1983, S. 44)。
- (4) 『アールズハイン・テーゼ』そのものと、『テーゼ』への多様な反響や論議、その歴史的・神学的意義を扱った諸論文などを集録したものと、G. Niemeier (Hg.), *Lehrgespräch über das Heilige Abendmahl. Stimmen und Studien zu den Arnoldshainer Thesen der Kommission für das Abendmahlsgespräch der EKD*, München 1961 を参照。この『テーゼ』の歴史的背景を考察した邦語文献として、兩宮栄一「ドイツ福音主義教会 (EKD) における共同聖餐の問題」(『神学』二七号、一九六五年、一三—三四頁) があげられる。
- (5) *Agreement between Reformation Churches in Europe* 『エキュメニカル運動における聖餐論—リマ文書と「リマ式文」をめぐって—』(神田) 一一五

(6) ("The Leuenberg Agreement"), ER 25 (1973) pp. 355-359. 尚、これを短い解説を添えて邦訳された、徳善義和『ロイエンベルク和協』について、『神学雑誌』第八号、一九七三年、五三二―六〇頁)を参照。

(9) H. Meyer\H. J. Urban\L. Vischer (Hg.), Dokumente wachsender Übereinstimmung. Sämtliche Berichte und Konsenstexte interkonfessioneller Gespräche auf Weltenebene. 1931-1982, Paderborn\Frankfurt a. M., 1983 (712 S.) 聖餐の問題の扱い方は、それぞれ異なっており、独立した合意文書として扱われているのは、聖公会とカトリックの『ウインザー声明』(一九七二、S. 139ff.)と、ルター派とカトリックの『聖餐』(一九七八、S. 271ff.)だけである。聖公会とルター派の『プラハ報告』(一九七〇―七二、S. 54ff.)は、「言と礼典」の枠で、聖公会と正教会の『モスクワ声明』(一九七六、S. 81ff.)は、「聖餐共同体としての教会」の枠で、聖餐の問題に言及している。又、「メンヂストとカトリックの『ダブリン報告』(一九七六、S. 423ff.)は、「靈性や教会の職務などと並ぶ項目「聖餐」として、改革派とカトリックの『教会と世界におけるキリストの現在』(一九七七、S. 487ff.)は、「世界におけるキリストの現在や職務と並ぶ項「聖餐」として扱っている。尚、『ウインザー声明』をはじめとする、カトリックと聖公会の対話の成果は、聖公会とローマ・カトリック教会日本委員会の共同の翻訳と編集で『最終報告』(一九八四年)

として刊行されている。

(7) Baptism, Eucharist and Ministry (Paper No. 111), Geneva 1982 又、ドイツ語版は「Taufe, Eucharistie und Amt. Konvergenzerklärungen der Kommission für Glauben und Kirchenverfassung des ÖRK, Frankfurt\Paderborn 1982. ）」でのテキストとしては、英語版とドイツ語版を参照しつつも、基本的には日本キリスト教協議会信仰と職制委員会／日本カトリック教会エキュメニズム委員会編訳『洗礼・聖餐・職務——教会の見える一致をめざして』(教団出版局、一九八五年)を使用する。

(8) この区分については、拙稿『今日における教会のミニストリー——WCC△リマ文書▽の一考察』(『神学研究』三二号、一九八四年、一一一―一四二頁)を参照。尚、特に「聖餐」に関しては、第二期の開始をルンド会議から定めた方が適切だと思われる (E. Schlink, Some Considerations on Methods, in: New Directions in Faith and Order Bristol 1967, WCC-Geneva 1968, pp. 125-126 ; L. A. Hoedemaker, Toward A Consensus on Baptism, Eucharist and Ministry, in: Louisville Consultation on Baptism, Faith and Order Paper 97, Louisville 1980, p. 7. 参照)。

信仰職制運動の歴史を概観したものとしては、K.-Ch. Epting, Bewegung für Glauben und Kirchenverfassung, in: H. Krüger\W. M. Rönnefeld (Hg.), Ökumene Lexikon, Frankfurt a. M. 1983, S.475-483 ; T. Tatlow, The World

Conference on Faith and Order, in: R. Rouse/S. Ch. Neill (ed.), *A History of the Ecumenical Movement 1517-1948*, London 1954, pp. 403-441; M. B. Handspicker, *Faith and Order 1948-1968*, in: H. E. Fey (ed.), *The Ecumenical Advance*, London 1970, pp. 143-170, を参照。又、近年、ドイツ語圏で信仰職制運動の初期の研究で述べた学位論文が相次いでいるが、特に次の三つをあげておきたい。R. Frieling, *Die Bewegung für Glauben und Kirchenverfassung 1910-1937*, Göttingen 1970; K.-Ch. Epting, *Ein Gespräch beginnt. Die Anfänge der Bewegung für Glauben und Kirchenverfassung in den Jahren 1910 bis 1920*, Zürich 1972; G. Gassmann, *Konzeptionen der Einheit in der Bewegung für Glauben und Kirchenverfassung 1910-1937*, Göttingen 1970.

わが国の研究状況の中で、信仰職制運動を扱ったものはわずかしかないが、その中で、ローザンヌからモントリオールまでの聖餐の議論を辿ったものとしては、土肥昭夫『信仰職制運動史における聖餐論』(『基督教研究』一九六五年、三四巻一号、八六一—一〇四頁、二号、二二〇—二二二頁)があげられる。更に、ローザンヌからリマまで批判的に辿ったものとしては、前述の拙稿『今日における教会のミニストリー』の他に、拙稿『リマ文書』におけるバプテスマ(一九八五年七月、教団の宣研での発表の草稿)を参照。

(9) ジュネーブの準備会議は、一九二〇年八月二二—二〇日、

『エキュメニカル運動における聖餐論—「リマ文書」と「リマ式文」をめぐって—』(神田)

四〇ヶ国八〇教会以上からの代表が集って、世界会議にむけての道備えがなされた。会議には、カトリックが拒否をし、革命でロシア正教会は不参加であったが、にも拘らずそれは、一六世紀の分裂以降、初めて宗教改革によってできた殆んどの教会の代表が集い、信仰と職制の問題が語り合われたと言える (R. Frieling, *Die Bewegung für Glauben und Kirchenverfassung 1910-1937*, S. 39 f.)。

(10) op. cit., S. 46ff. (Vgl. G. Gassmann, *Konzeptionen der Einheit in der Bewegung für Glauben und Kirchenverfassung 1910-1937*, S. 120ff.)

ローザンヌ会議で討議される主題は、最終的に、一致への呼びかけ、世界への教会の使信：福音、教会の本質、教会の共通の信仰告白、教会の職務、礼典、キリスト教の一致と教会の関係、以上の七つと決定される。

(11) ローザンヌ会議からモントリオール会議まで、信仰職制世界会議とWCC総会の基本的な文書を収録した、L. Visser (Hg.), *Die Einheit der Kirche. Material der ökumenischen Bewegung*, München 1965, S. 41 f. を参照。この合意を六項目にまとめたのは、筆者による。

尚、ローザンヌ会議は、一九二七年八月三日—二二日まで開かれたが、その参加者は、カトリックとロシア正教会以外の大半の教会から総計四三九名(代議員は、三〇八名)であった。

(12) op. cit., S. 42. 尚、正教会は、議論には参加するが、文

書作成には不参加。

- (13) エディンバラ会議は、一九三七年八月三日〜一八日まで、一二二の教会より四一四名の代議員の参加をもって開催され、われらの主イエス・キリストの恵み、キリストの教会と神の言葉、聖徒の交わり、キリストの教会・職務と礼典、生活と礼拝における教会の一致、この五つの主題で討議された。
- (14) 正教会の主張点は、聖餐の犠牲は一回限りの主の犠牲とその延長としての奉獻による犠牲があるという点、そして、その儀式は有効な叙任をうけた聖職者を通してのみ執行される、と二点である (L. Vischer [Hg.], *Einheit der Kirche*, S. 63)。
- (15) *op. cit.*, S. 69.
- (16) WCCの成立については、W. A. Visser't Hooft, *The General Ecumenical Development since 1948*, in: H. E. Fey (ed.), *The Ecumenical Advance*, London 1970, pp. 3-10、又、第一回のアムステルダム総会の内容については、W. A. Visser 't Hooft (ed.), *Man's Disorder and God's Design The First Assembly of the WCC*, London 1949を参照。生活実践の運動との合流により、信仰職制の運動の倫理的パースペクティブが拓かれたとはいえ、実際にこのパースペクティブがプログラムの中に具体化するのには、一九七一年のルーヴァンの全体会議以降である。
- (17) G. H. Vischer, *Apostolischer Dienst*, Frankfurt a. M. 1982, S. 63 参照。
- ルンドの世界会議は、一九五二年八月に、一一四の教会より二二五名の代議員の参加をもって開催され、キリストと彼の教会、連続性と一致、礼拝への道、相互陪餐などのテーマが扱われた (O. S. Tomkins [ed.], *The Third World Conference on Faith and Order*, London 1953 参照)。
- (18) *op. cit.*, pp. 26-27.
- (19) *op. cit.*, pp. 44-47.
- (20) D. Baillie \ J. Marsh (ed.), *Intercommunion*, New York 1952.
- (21) *The Third World Conference on Faith and Order*, pp. 56-57.
- (22) *Intercommunion*, p. 339.
- (23) *op. cit.*, p. 30.
- (24) 「一致と証しと奉仕」の三つの主題は、究極においては三つではなく、一つの主題である (The New Delhi Report. *The Third Assembly of the WCC* 1961, London 1962, p. 78, 竹中正夫訳「世の光キリスト」新教出版、一九六二年、二六頁)。
- (25) 一九五四年のエヴァンストンでの第二回WCC総会で、正教会は信仰職制に対して独自の声明を出しているが、ここでは、「聖なる正教会のみが、完全に無傷で、聖徒たちにかつて伝えられた信仰を保持している」と「断固とした排

- 他的な立場でのぞんでゐる (The Evanston Report. The Second Assembly of the WCC 1954, London 1955, p. 95)。
しかし、ニューデリーの総会では、ギリシヤ正教会のN・ニシオティスが代弁しているように、これまでの「防御的で、教派護教的態度を放棄し」、開かれた姿勢で「エキュメニカル運動に関与することを確認している (The New Delhi Report, pp.22-23)。
- (26) op. cit., p. 23.
- (27) モントリオールでの第四回信仰職制世界会議は、一九六三年七月一二日より二六日まで開かれ、世界各国より代議員二一六名を含む総計四七一名が参加。会議の主題は、神の目的に沿う教会、聖書・伝統・諸伝統、キリストの贖いの業と教会の職務、礼拝とキリストの教会の一体性、すべてが各々の場で、共に成長する過程(この五つであった(P. C. Rodger\L. Vischer [ed.], The Fourth World Conference on Faith and Order. Montreal 1963. Paper No. 42, London 1964, pp. 41-90)。
- (28) op. cit., p. 7.
- (29) op. cit., pp. 73-75.
- (30) この素描的な研究は、従来のエキュメニカルな合意点の要約と既になされてきている聖書学、神学、礼拝学の貢献をとり入れる方向を含むもので、礼典としての聖餐、変成する力としての聖餐、聖餐と教会、聖餐と一致、研究方法と提案、といったテーマを内容とするものであった
- 『エキュメニカル運動における聖餐論—「リマ文書」と「リマ式文」をめぐって—』(神田)
- (31) Minutes of the Meetings of the Faith and Order Commission and Working Committee. Aarhus 1964. Paper No. 44, WCC-Geneva 1965, pp. 54-57)。
- (32) Commission on Faith and Order: Minutes of the Meeting of the Working Committee. Bad Saarow 1965. Paper No. 45, WCC-Geneva 1965, p. 10 註) ストーンの改革派のJ・J・アルメンの貢献については、J・J. von Allmen, Some Notes on the Lord's Supper, Study Encounter Vol II-No. 2, 1966, pp. 54-57. アルメンの聖餐論の邦訳は『聖餐論』(土居真俊訳) 教団出版局、一九六九年を参照。
- (33) この研究の内容は、聖餐のアナムネーシスの性格とエピソードとしての性格、導入、聖餐の公同的性格、聖餐と愛餐、そして補遺として相互陪餐となつてゐる (The Holy Eucharist, in: New Directions in Faith and Order Bristol 1967. Paper No. 50, WCC-Geneva 1968, pp. 60-68)。
- (34) Commission on Faith and Order. Minutes of the Meeting of the Working Committee. Bristol 1967 (Paper No. 51), WCC-Geneva 1967, p. 13.
- (35) この第二次草案は、ルンド、モントリオール、ブリストルの合意を要約したものであり、序、一、主の晩餐としての聖餐、二、父への感謝としての聖餐、三、キリストの記念(アナムネーシス)としての聖餐、四、聖霊の賜物としての聖餐、五、キリストのからだの交わりとしての聖餐、六、世界への宣教としての聖餐、七、分裂の終焉としての

- 聖餐」という内容となった (The Eucharist in Ecumenical Thought, in : Faith and Order Louvain 1971. Study Reports and Documents. Paper No. 59, WCC-Geneva 1971, pp. 71-77)。因に、最初の草案の内容は、序、御言葉・洗礼・聖餐、一、食事と主の礼典としての聖餐、二、父への感謝としての聖餐、三、キリストの記念としての聖餐、四、聖霊を呼び求める祈りとしての聖餐、五、キリストのからだの交わりとしての聖餐、六、聖餐の執行、七、プロヴィンシヤル(Provisional draft of an ecumenical consensus on the Eucharist, in : M. Thurian [ed.], Ecumenical perspectives on baptism, eucharist and ministry. paper No. 116, WCC-Geneva 1983, pp. 198-201)。
- (35) Baptism, Confirmation and Eucharist, in : Faith and Order Louvain 1971, pp. 35-49.
- (36) 「第二ヴァチカン会議とWCCのウプサラ総会とは双方とも、この世においてキリスト者が共同して行動する新しい関わりというものを力強く強調した。……このような関心は、聖餐執行の中に長い間表現されてきた意図に新しい意味を与えるものであり、聖餐のシンボリズムと意味をみたすものである」(Beyond Intercommunion, in : Faith and Order Louvain 1971, p. 56)。
- (37) Faith and Order Louvain 1971, pp. 171-199. ルーヴァンの全体会議で、信仰職制の運動が新たな局面を迎えた点を、「信仰職制運動の歴史における決定的な転換点」と報告書は叙述している (op. cit., p. 5)。
- (38) Towards Unity in Tension : Statement of the Conference, in : Accra 1974. Unity in Hope. Reports and Documents from the Meeting of the Faith and Order Commission (Paper No. 72), WCC-Geneva 1976, pp. 90-94. この「声明」は、翌年のナイロビのWCC総会に提出されるが、ナイロビでは、教会の交わりにおける障害者の問題、女性と男性の問題などテーマが具体的に展開されることになる (D. M. Paton [ed.], Breaking Barriers Nairobi 1975. The Official Report of the Fifth Assembly of the WCC, Nairobi 1975, London 1976, pp. 61-63)。
- (39) The Eucharist, in : One Baptism, One Eucharist and a Mutually Recognized Ministry. Three agreed statements (Paper No. 73), WCC-Geneva 1975, pp. 18-28.
- (40) op. cit., p. 6.
- (41) Breaking Barriers, pp. 68-69.
- (42) Towards an Ecumenical Consensus : Baptism, Eucharist, Ministry (Paper No. 84), WCC-Geneva 1977, pp. 8-10. 犠牲の問題では、イエスの犠牲とわれわれの犠牲の関係が問われ、聖餐の執行権の問題では、任職をうけた教職者の教会とそうでない教会の違いがより問われるべき点、という点、また聖餐と宣教の関係では、もっと文化的、政治的条件、つまり各大陸、各地域のコンテキストが考慮されるべき点があげられている。

『アキラカ文書』への日本の教会の応答は、唯一、上智大学 S.P. ネメシエキ氏からの応答 Observations on the Faith and Order Paper No. 73 “One Baptism, One Eucharist and Mutually Recognized Ministry. Three agreed statements”があっただけで、この文書の存在すら知られていなかった点に大きな問題があるであろう。

- (43) Bangalore 1978 Sharing in One Hope. Reports and Documents from the Meeting of the Faith and Order Commission (Paper No. 92), WCC-Geneva 1978, pp. 247-256.

バンガローア会議全体のテーマは、「希望の共同の弁証」であったが、それは“A Common Account of Hope: Bangalore 1978”という声明文に表われているだけではなく、アフリカ、アジア、東欧、南米、北米、西欧の各コンテキストからの貢献が提出され、アジアからは宋泉盛が、CCA、インドネシアのバタク教会、日本の教団、韓国のキリスト者の歴史における信仰告白の状況を報告している (C. S. Song, Reflections on Confessing the Faith in Asia, op. cit., pp. 62-77)。

- (44) この間の詳細な改訂のプロセスは、アキラからリマまで日本からの信仰職制委員代表として活躍された小川圭治氏が、関西学院大学神学部に寄贈して下さった多くの貴重な記録文書から窺える。尚、一九八〇年にバード・ゼゲベルクで幼児陪餐に関する協議会が開催されたことを付記し

『エキュメニカル運動における聖餐論—「リマ文書」と「リマ式文」をめぐって—』(神田)

ておきたい (Vgl. G. Müller-Fahrenholz [Hg.], “.....und wehret ihnen nicht.” Ein ökumenischer Plädoyer für die Zulassung von Kindern zum Abendmahl, Frankfurt a.M. 1981)。

- (45) Baptism, Eucharist and Ministry, p. X (邦訳二四頁)。

- (46) G. Gill (ed.), Gathered for Life. Official Report VI Assembly WCC, WCC-Geneva 1983, pp. 45-47. 尚、一九八五年八月にノルウェーのスタヴァンゲルの全体委員会の報告によれば、応答状況が大変良好ということである (A Statement to the Churches from the Faith and Order Plenary Commission, Stavanger, Norway, August 1985, EAJT Vol. 4 No. 1, 1986, p. 123)。

尚、日本の教会からの応答として、既に聖公会から応答が出され、また教団も今、信仰職制委員会で応答の最終的な文書作成の準備中である。

- (47) 「聖餐」の名称について、『リマ文書』では、「主の晩餐」the Lord's Supper、*「パンをちぎる」* the breaking of bread、*「聖なる交わり」* the holy communion、*「聖体礼儀」* the divine Liturgy、*「感謝の祭儀」* the mass などがあげられている (1)。エキュメニカルな議論で用いられるのは、通常「聖餐」Eucharist であるが、これは「感謝」を意味するギリシヤ語 eucharistia に由来するもので、カトリック的・正教会的色彩の濃い用語である。プロテスタント的な「晩餐」der Abendmahl、或は「主の晩餐」the Lord's

Supper の用法からすれば、Eucharist の意味合いは問題なくはないが、それが最も古い用語の一つであり、最も幅広く使用されているところからエキケムニカルな用語としては最適である。(Vgl. H. Meyer \ H. Schütte, Abendmahl, in: H. Krüger [Hg.], Ökumene Lexikon, Frankfurt a. M. 1983, S. 1; E. Volk, Mahl des Herrn oder Mahl der Kirche, KuD, 1984, S. 37)。

(48) (8)の注は犠牲について、(13)と(14)の注はリアル・プレゼンスをめぐって、(19)の注は聖餐の執行権と陪餐について、そして(28)の注はパンとぶどう酒の二つの物素について扱っている。

(49) J. Reumann, The Supper of the Lord, Philadelphia 1985, pp. 148-149.

(50) F. Hahn, Die alttestamentlichen Motive in der urchristlichen Abendmahlsüberlieferung, EvTh 27 (1967) S. 338; Der urchristliche Gottesdienst, Stuttgart 1970, S. 40f.; K. H. Schelkle, Das Herrenmahl, in: Rechtfertigung (F.S. E. Käsemann), Tübingen 1976, S. 394.

(51) 新約聖書における聖餐伝承の中で、最も基本的なテキストトとしては、マルコ一四・二二―二五、マタイ二六・二六―二九と一コリント十一・二三―二六、ルカ二二・一五―二〇の、伝承史的には二つに類型化される四つのテキストとがあげられる。マタイの依存しているマルコのテキストとルカが依存している一コリントのテキスト、多くの研究者

が支持しているように一コリントがより古いのか、近年また R・ペッシェなどが主張しているようにマルコが古いのか (R. Pesch, Das Abendmahl und Jesu Todesverständnis, Herder 1978, S. 60) 論争の結着についてはいまいが、いくつかの優れた伝承史的研究は試みられている (W. Marxsen, Das Abendmahl als christologisches Problem, Gütersloh 1963 小林信雄『主の晩餐』の伝承——その伝承史的考察、『神学研究』二四号一九七六年、一六九―二二〇頁参照)。四つのテキストに共通して働いているモチーフは、「感謝」(eucharistia・マルコ一四・二三―一コリント十一・二四)、「人々のための贖いの死」(anamnesis・マルコ一四・二四―一コリント十一・二四)、「イエスによる新しい契約の成立」(koinonia・マルコ一四・二四―一コリント十一・二五)、「そして、」終末の喜びの先取り」(basileia・マルコ一四・二五―一コリント十一・二六)の四つのモチーフと言える。もう一つの epiklesis のモチーフは、ヨハネ六・五二―六五、一コリント一〇・三一四の伝承で示唆される。

(52) 「多くの聖公会の人々、ルター派の何人かの人々は、聖餐において教会が自己を献げると考えている。他の聖公会の人々とルター派の多くは、犠牲理解をこのような仕方では考えない」(Anglikanisch \ Lutherischer Dialog "Pullach-Bericht," in: Dokumente wachsender Übereinstimmung,

- S. 64)。
- (53) J. M. R. Tillard, *The Eucharist. Gift of God*, in: M. Thurian (ed.), *Ecumenical perspectives on baptism, eucharist and ministry* (Paper No. 116), WCC-Geneva 1983, pp. 115-116.
- 因に、ヘブル語の *berakah* という用語自体は、成長の力、人から人への祝福の言葉、贈り物、人から神への感謝の言葉など多義的であるが (THAT Bd. I, S. 365ff.)、これが *eucharistia* として古代教会の聖餐を表示する語にとりいれられる中で、確かにヘレニズム的思惟によって大きく変化したと言える (G. Kreschmar, *Abendmahl III*, TRE I, S. 69)。
- (54) O. Casel, *Das christliche Kultmysterium*, Regensburg 1960⁴ (小柳義夫訳『秘儀と秘義——古代の儀礼とキリスト教の典礼』みすず書房、一九七五年、九五頁、二二三頁)。
anagnesis というギリシヤ語は、ヘブル語の *zikaron* に由来しているもので、ヘブル一〇・三、ルカ二二・一九、一コリント十一・二四などでその用法が見出せるが、その意味は「現在化」*Vergegenwärtigung* (という)とで共通している (TWNT Bd. I, S. 351f.)。
- (55) アナムネーシスをこのように「再現」と「先取り」として将来的方向にも幅広く理解しているのは、他の合意文書の中ではルター派とカトリックの *Das Herrenmahl*, in: *Dokumente wachsender Übereinstimmung*, S. 277 に『エキュメニカル運動における聖餐論——リマ文書』と『リマ式文』をめぐって』(神田) 一二三
- (56) ミサの度に犠牲を捧げるというカトリック教会の犠牲の問題性を、宗教改革者たちは一様に尖鋭な批判を向けているが、例えば M・ルターは、正しい聖餐が三つの点で慮囚の憂き目にあっているとして、一種陪餐と化体説の問題に加えて、犠牲奉献の問題をあげ、「今日、教会のなかで、ミサは善きわざまたいけにえであるという以上に、一般に受けいれられ」と誤った理解を批判している (*De Captivitate Babylonica Ecclesiae Praeludium Martini Lutheri*, 1520; 岸千年訳『ルター著作集第一集三』聖文舎一九六九年、二二七頁)。また、カルヴァンもキリストの犠牲の歴史的一回性を強調し、「もし誰かが、供え物を反覆することによって罪の許しを取り戻し、神を宥め、義を獲得するように思うならば、それは、キリストに対し、またキリストが十字架上でわれわれのために果たしたもうた死に対して、最も冒瀆的な凌辱であり、忍ぶべからざる汚しことなのである」と批判している (J. Calvini, *Institutio Christianae Religionis*, 1559; 渡辺信夫訳『キリスト教綱要』IV/2、新教出版社、一九六五、一七九頁)。
- (57) 犠牲としての聖餐をアナムネーシスとの関連で、既に六〇年代の初めにテゼー共同体の M・テュリアンは、礼拝学の観点からすぐれたエキュメニカルな貢献をなしている M. Thurian *The Eucharistic Memorial. Ecumenical Stu-*

dies in Worship 7 and 8: 2 Vols, Richmond 1960\61)。

また、聖公会とカトリックの合意文書でも、アナムネーシスの概念は、「キリストの犠牲と聖餐との関係の明瞭な理解への道を拓いた」(“Windsor Erklärung,” in: Dokumente wachsender Übereinstimmung, S. 141) と叙述されている。

- (58) キリストがパンとぶどう酒の聖餐物素において、どのように現臨するかというその仕方 *modus* については伝統的に大きな争点となっている。まずカトリックの理解(これは中世後期には正教会にも継承される)は、聖餐物素がそのまま実体的に聖変化するという「実体変化説＝化体説」と呼ばれるが、これは十三世紀のラテラノ公会議で打ち出され、トマスによって神学的に補強され、最終的にトリエント公会議で成立したものである(E. Iserloh, *Abendmahl III\2*, in: TRE I S. 90ff.)。これに対して、M・ルターはこのような事効的効力 *ex opere operatio* の考えでなりたつ「実体変化説」を退け、むしろみことばと信仰を重視した人効的効力 *ex opere operantis* によってなりたつ「实在説或は共在説」を主張し、キリストの「ことばとその働きの力をとおして、たしかに、キリストのからだだが聖餐に現在」すると述べている(M. Luther, *Von abendmahl Christi*, *Bokenntnis* 1528; 三浦和義訳「キリストの聖餐について、信仰告白」、『ルター著作集、第一集八』聖文舎、五六頁)。このようなルターの理解は非合理的であ

ると批判し、「象徴説」を提唱したのがF・ツヴェイングリであるが、彼はアンブロシウスやアウグスティヌスの象徴的理解を引用しながら、聖餐は「キリストがそのからだを私たちのために与え、その血を私たちのために流されたこととの象徴なのである」と主張している(ツヴェイングリ「聖餐論」一五二六年、出村彰訳、『宗教改革著作集五、ツヴェイングリとその周辺』教文館、一九八四年、三四三頁)。もう一人の改革者カルヴァンの立場は、聖霊論よりルターとツヴェイングリの立場を統合したものであるであろう。

- (59) J. M. R. Tillard, *The Eucharist. Gift of God*, p. 107 (Vgl. W. Schöpsdau, *Eucharistie*, in: *Konfessionskundliches Institut* [Hg.], *Kommentar zu den Lima-Erklärungen über Taufe, Eucharistie und Amt*, Göttingen 1983, S. 61f.).

- (60) W. J. Grisbrooke, *The Epiklesis* (Anaphora 8), in: J. G. Davies (ed.), *A Dictionary of Liturgy & Worship*, London 1982⁵, pp. 15-17, 北村宗次「エピクレシス」(岸本/北村編『キリスト教礼拝辞典』教団出版、一九七七、三二—三四頁)。

- (61) アナムネーシスとエピクレシスの相補関係については、ブリストルのテキストでは「II、聖餐のアナムネーシスの性格とエピクレシスの性格」と表現され(The Holy Eucharist, p. 61)、『アラク文書のテキストでも、『アナムネーシスはエピクレシスに至る。……アナムネーシスとエピクレシスは、^{コミニオン}聖餐と切りはなして考えるこ

- とはできない。」(14)と述べられている。この両者の相補関係への言及が、リマ文書のテキストでは削除されているのは一つの弱点とも言えるであろう。尚、聖餐における real presence を聖霊との関係で捉え、明記している合意文書として、例えば、Arnoldshainer Thesen は、「晩餐においてイエス・キリストは、教会が執行する中で、ご自身をそのみ言葉を通して、聖霊において現在し給う主として働かれる。」(These 2[1])と描写している。同様の表現をもちこんでいる合意文書としては、Leuenberg Agreement p. 356 (徳善訳五六頁)「聖公会と正教会の Moskau-Erklärung, in: Dokumente wachsender Übereinstimmung, S. 86f. 聖公会とカトリックの Windsor-Erklärung, S. 142 (邦訳一九頁)「ルター派とカトリックの Das Herrenmahl, S. 278ff. 改革派とカトリックの Die Gegenwart Christi in Kirche und Welt, S. 505 などがあげられる (Vgl. K.H. Kandeler, Abendmahl und Heiliger Geist, Kud 28, 1982, S. 215-228)。
- (62) 「リマ式文」 Lima Liturgy の中にもこの二種のエピクレーシスは区別されており、エピクレーシスⅠはパンと葡萄酒の聖別、エピクレーシスⅡは陪餐者に関連づけられている (The Eucharistic Liturgy of Lima, in: M. Thurian\G. Wainright [ed.], Baptism and Eucharist: Ecumenical Convergence in Celebration (Paper No. 117), WCC-Geneva 1983, p.253 邦訳『洗礼・聖餐・職務』二二一『エキュメニカル運動における聖餐論—「リマ文書」と「リマ式文」をめぐる—』(神田) 一二五
- 〇—二二三頁)。前者は consecration epiclesis (Wandlungsepiklese) 後者は communion epiclesis (Kommunionsepiklese) と呼ばれている (Grisbrooke, The Epiclesis, p. 15; Schöpsdaу, Eucharistie, S. 89)。
- 聖公会と正教会の合意文書 Moskau-Erklärung は「聖別の行為に関わるのは、エウカリストイア、アナムネーシス、そしてエピクレーシスの三つの契機にはならない。」と言及している (Dokumente wachsender Übereinstimmung, S. 86)。
- 尚、プロテスタントの伝統では、改革派が特に陪餐者に聖霊を関連させているのは、カルヴァンの例えば、「キリストの御霊を持たぬままに食するものはみな、気のぬけたぶどう酒を飲むにひとしく、キリストの肉を少しも食することができない。」(渡辺信夫訳『綱要』IV/2 一三四頁)といった発言に由来する。
- (63) J・モルトマンは、その教会論の中で、「聖餐におけるエピクレーシスと終末論的展望との関係について、「終末論的に提示された食事の方向づけとそのメシア的性格は、聖霊の終末論的賜物のための祈りとその現在の確証たるエピクレーゼの中に特に明らかに表現されている」と、適切に述べられている (J. Moltmann, Kirche in der Kraft des Geistes, München 1975, S. 283 (喜田川信ほか訳『聖霊の力における教会』新教出版社一九八一年、二六四頁)。
- (64) 「聖餐の公同性 catholicity」は、既に一九六七年のテキスト The Holy Eucharist では、「Ⅲ、聖餐の公同的性格」

として大きく扱われているが、そもそもこのような聖餐の
 公同性への着目は、プロテスタントの側から言えば、聖餐
 の個人主義の克服であり (Vgl. J. Roloff, Heils als Gemein-
 schaft. Kommunikative Faktoren im urchristlichen Herren-
 mahl, in: Gottesdienst und Öffentlichkeit, Hamburg
 1970, S. 88)、その背後には近年の教会論における共同性
 の再発見という事情があるといえる。

- (65) リマ文書の「バプテスマ」のテキストでは、もう少し踏
 みこんだ勧めがなされ、「幼児のバプテスマをさすだけはす
 るが、その子供たちが、別個に設定されたもうひとつの儀
 礼を経なければ陪餐をゆるさないという行き方をとる諸教
 会は、バプテスマがあたえる結果を十分に評価し、受けと
 めてきたのかどうか、よく考えてみる余地があるといえよ
 う。」(14の注)と記されている。

- (66) 聖餐の社会倫理的パースペクティブについて、バンク
 ーの総会でも、V・M・ボロボイは、「わたしたちがい
 ちのパンに与るならば、そのことによつて飢え、貧困、病
 い、困窮、あらゆる社会的不正の諸現象と戦う」よう促さ
 れていると語っている (V. M. Borovoy, Leben in Ein-
 heit, OR 33, 1984, S. 215)。

聖餐の社会倫理的パースペクティブということでは、もう
 一つ留意すべき例をあげるなら、現在刊行中の龐大なTR
 Eの Abendmahl の項に事典関係として初めて社会倫理的
 考察が導入され、食卓の交わりとしての聖餐が倫理の観点

から論及されている (G. Wingren, V. Das Abendmahl als
 Tischgemeinschaft mach ethischen Gesichtspunkten, TRE
 I, S. 212-229)。

- (67) ブリストルのテキスト The Holy Eucharist の「IV 聖
 餐と愛餐」では、両者の関係が考察されているが、わけて
 も「聖餐の本質的な愛餐的性格は、今日強調される必要が
 ある。」という指摘は大切であろう (The Holy Eucharist,
 p. 64)。

- (68) アクラ文書への応答を検討・整理したクレイト・ペラー
 ドの会合では、「聖餐と宣教の関係がさらにつつこんで検
 討される必要がある。この関係を反省するにあたって、文
 化的・政治的条件が考慮されるべきである。」と報告され
 ている (Towards an Ecumenical Consensus, Paper No.
 84, p. 10)。この両者の関係は、「更にまたWCC宣教部門
 より刊行された『宣教と伝道・エキュメニカルな主張』の
 中でも、「聖餐を祝うことは、宣教への確認を、あらゆる
 個別教会の中心のところで新たにしてくく場である。使徒
 パウロに従えば、聖餐を祝うことは、それ自体、主がこら
 れる時に至るまで、主の死を告げ知らせる。(Iコリント
 十一・二六) ことにはかならない」と描かれている (J.
 Stromberg [ed.], Mission and Evangelism: an ecumenical
 affirmation, WCC-Geneva 1983, p. 38)。

- (69) 「神の宣教」missio Deiの神学的理念は、一九五二年の
 ウィリンゲンにおける国際宣教協議会で、K・ハルテンシ

ユタインによって提唱され、G・F・フィツェドムの *Missio Dei*, München 1958 で波及したもので、その後、教会論的に、救済論的に、また終末論的に展開され、今日までのエキュメニカルな宣教論の基調となってきた理念である(拙稿「宣教論の現代的展開」、『神学研究』三三三号、一九八五年、一四五―一七八頁参照)。

(70) eucharistic vision は、バンクーバー総会の報告書によれば、「キリスト者の礼拝、生活、証しの全ての現実を包括するものであり、それが真に見いだせるなら、多様性の豊かさにおいてキリスト教の一致に新しい光を投じようとするものである」と、特徴づけられている (Gathered for Life, p. 45)。

(71) リマ式文とその解説に関しては、M. Thurian/G. Wainwright (ed.), *Baptism and Eucharist. Ecumenical Convergence in Celebration* (Paper No. 117), WCC-Geneva 1983, pp. 241-255。同時に邦訳『洗礼・聖餐・職務』二〇二―二二九頁と今橋朗「リマ式文による礼拝を実施して」(『礼拝と音楽』四三三号、一九八四年、二四―三三頁)を参照。

(72) 「礼拝改革運動」The liturgical reform movement は、前世紀から今日にいたるまでのローマ・カトリック教会のみならず、プロテスタント諸教会に及ぶ礼拝復興ないしは礼拝改革の運動を指す。概略的なものとして、R. Mumm/B. Neunhuser, *Liturgische Bewegung*, in: *Ökumene Lexikon*, Frankfurt a. M. 1983, S. 754-757; A. Niebergall, *Abend-*

mahlfeier IV, in: *TRE I*, S. 310-328; 岸本羊一「リタージカル・ムーブメント」(岸本/北村編『キリスト教礼拝辞典』三五四―三六八頁)などがあげられる。

(73) 小川圭治「教会一致への里程標―「リマ文書」の意義と課題」(『礼拝と音楽』四三三号、一九八四年、九頁)。

(74) リマ式文に反映されているリマ文書の三一論的構造を示しているのは、「2、挨拶の交唱」、「4、罪の赦し」、「6、グローリア」、「7、会衆を代表しての祈り」、「15、信条」、「16、とりなしの祈り」、「26、結び」、「32、拝領後の感謝」、「35、祝福」があげられ、「31、コミュニオン」はリマ文書の教会論的展開、そして「17、準備の祈り」、「25、記念の祈り」、「28、平和の挨拶」は終末論的展開を内容として示している。

(75) H.-G. Link (ed.), *Apostolic Faith Today* (Paper No. 124), WCC-Geneva 1985, pp. 215-256。

(76) モントリオール会議における「聖書と伝統」に関しては、The Forth World Conference on Faith and Order. Montreal 1963, pp. 50-61 を参照。

聖書のとらえ方について、例えば次のような西ドイツのEKDとロシア正教会との間に一致と相異が見られるのは興味深い。「双方は、聖書が教会への愛から真理を愛することによって読まれ、解釈されるべきだという点で一致している。しかし実践においては、正教会の積義が教会の信仰の伝統から出発するに對して、プロテスタントのルター派

『エキュメニカル運動における聖餐論―「リマ文書」と「リマ式文」をめぐって』(神田)

- の歴史批判的方法としての聖書解釈は、認識手段として役立つとする」(These III, des Arnoldshainer Gesprächs zwischen Vertretern der Russisch-Orthodoxen Kirche und der EKD, in: Das Opfer Christi und das Opfer der Christen, ÖRB 34, 1979, S. 51)。
- (77) 「失われたのは、共同の食事に際して、まさにメンバーが共存している中に表現されていた終末論的な実存の契機である。主の食卓は、もはや新しい契約としてそれをとり囲んで座る食卓ではなく、その前に座り、そこへ歩み出てゆく食卓となつてゐる」(W. Marxsen, Anfangsprobleme der Christologie, Gütersloh 1969, S. 48, Vgl. A. V. Ström, Abendmahl I. in. TRE I, S. 44)。
- (78) Provisional draft of an ecumenical consensus on the Eucharist, in: Ecumenical perspectives on BEM (Paper No. 116), p. 198.
- (79) バート・ゼゲベルクでの協議会では、多角的な視点から幼児陪餐の承認を積極的に評価する方向が打ち出され、「教会は洗礼をうけた子供たちを単に将来の潜在的な継承者としてのみならず、今日の積極的なパートナーとして理解する。」と主張されてゐる (G. Müller-Fahrenholz [Hg.], „……und wehret ihnen nicht!“ Ein ökumenischer Plädoyer für die Zulassung von Kindern zum Abendmahl, Frankfurt a. M., 1981, S. 6)。
- 尚、特に七〇年代に入って急速に幼児陪餐を認める教会が増えているが、列挙してみると、ルター派(デンマーク、フィンランド、ノルウェー、アメリカ、カナダ、東西ドイツ)、聖公会(アメリカ、ニュージーランド、カナダの一部)、長老派(アメリカ、ニュージーランド、スコットランド)、イギリスのメソジスト派、そしてスイスの改革派の一部である (op. cit., S. 94-109)。
- リマ文書において幼児陪餐の問題がほとんど欠如している点については、岸本羊一「リマ文書について」(『福音と世界』一九八五年二月号、五五頁)でも指摘されている。
- (80) op. cit., S. 83. 石居正己他『堅信と小児陪餐』(聖文舎、一九八〇年、一―一二頁)。
- (81) WCCの子供へのとりくみの徴として、H・R・ウェーバーの示唆に富んだ著書 *Jesus and the Children*, WCC-Geneva 1979 (梶原寿訳『イエスと子どもたち』新教出版、一九八〇年)があげられるが、信仰職制の事柄として教会におけるパートナーである子供の問題が視野に入ってきたのはバンクーバー総会においてであった。そこでは、洗礼をうけた子供たちが陪餐への道を閉ざされ、教会に属していないという現状への反省が促されている (Gathered for Life, pp. 36-37)。また、教育部門の報告の中に、BEMのテーマの議論に子供たちも参与できるよう教会に呼びかけている点が報告されているが、これは大切な指摘である (op. cit., p. 59)。
- (82) 信仰職制の課題として既にナイロビ総会において障害者

- の問題が視野に入っており (Breaking Barriers Nairobi 1975, pp. 61-62) 共同研究 Partner in Life, WCC-Geneva 1979 (鈴木伶子訳『神の家族—障害者と教会』新教出版、一九八一年) も刊行されているが、知能障害者の洗礼と陪餐の問題にはいまだ言及されていない。その意味でも、教団の信仰職制委員会が一昨年秋、知能障害者の洗礼に關して積極的な答申を出したのは評価できるであろう。
- (83) 神学あるいは宣教論にとつてのコンテキストの重要性については、拙稿 Entwürfe der Missionstheologie im asiatischen Kontext—Dialog mit Hyun Young-Hak und Chohan-Seng Song, in: Kwansei Gakuin University Annual Studies Vol. XXXIV 1985, S. 15f. 参照。
- (84) 現在、教団の宣研の委託で筆者も加えていただき「聖餐論」の共同研究をつみ重ねてきているが、この成果は今秋の教団総会に提出される予定であり、その機会に教団の聖餐問題への私見を述べたい。

『エキユメニカル運動における聖餐論—「リマ文書」と「リマ式文」をめぐって—』(神田)